（保発０８０６第２号）

公益財団法人　東洋療法研修試験財団

奈良　信雄　殿

令和２年７月29日付東療生第45号で申請のあった公益財団法人

東洋療法研修試験財団を、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサ

ージ指圧師の施術に係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者

の要件について」（令和２年３月４日付保発０３０４第１号保険

局長通知）の別添「受領委任を取り扱う施術管理者に係る研修実

施機関の登録規程」の４の規定により、登録研修機関として下記

のとおり登録する。

なお、「はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に

係る療養費の受領委任を取り扱う施術管理者の要件について」

（令和２年３月４日付保発０３０４第１号保険局長通知）のⅡ施

術管理者研修を遵守すること。

また、これに適合しなくなった場合には、登録を取り消すことも

あるので注意されたい。

令和２年８月６日

厚生労働省保険局長

記

一　登録番号

１

二　登録研修機関の名称及び主たる事務所の所在地

名　称：公益財団法人　東洋療法研修試験財団

所在地：東京都台東区上野７丁目６番５号

VORT上野Ⅱ６階

三　研修の業務を行う事務所の名称及び所在地

名　称：公益財団法人　東洋療法研修試験財団

所在地：東京都台東区上野７丁目６番５号

VORT上野Ⅱ６階

四　登録の年月日（研修の業務を開始する年月日）

令和２年９月１日

五　登録期間

令和２年９月１日から令和７年８月３１日の５年間